

# 私権制限への感覚が鈍くなっていないか

山田健太・専修大学文学部ジャーナリズム学科教授（言論法）

2021年6月15日



党首討論で資料を手にする菅義偉首相＝国会内で2021年6月9日、梅村直承撮影

## 国民にわびたメルケル首相

ロックダウンで私権制限を実施するのに際し、ドイツのメルケル首相は「みなさんの大切な自由や権利を、少しの間だけ私たち（政府）に預けてほしい。ただしこれは一時的なものに過ぎない」という趣旨の発言をし、国民に対し移動の自由などの市民的自由を制限することに対し、理解を求めた。

これは、少なくとも第二次世界大戦後のリベラルデモクラシーを標ぼうする社会において、国家が行ってはならないことを例外的に行わざるをえないことに対する、忸怩（じくじ）たる思い、ある種のおわびにも聞こえた。そして先日、こうした権利制限を解除するにあたりメルケル首相は「皆さんの大切な自由や権利をお返しする」という趣旨を述べた。

## だらだら続く制限措置

これが民主主義社会のあるべき一つの姿であり、政府がとるべき姿勢ではなかろうか。翻って日本はどうか。すでに多く指摘されているように、「なんとなく」「だらだら」続く制限措置は東京の場合、今年2021年に入

ってからでいえば、半年のうちの約9割を占める状況だ（五輪期間まで、さらにまん延防止等重点措置が続くとの見方も強い）。

この間、菅義偉首相もしくは小池百合子東京都知事からは確かに、「ご不便をおかけしている国民（都民）には申し訳ない」などのおわびが繰り返しなされているが、自由や権利を公権力が強制的に奪っているという認識に基づく発言は一度もなかったと理解している。



新型コロナウイルスワクチン接種を受けたことを明かした小池百合子知事＝東京都庁で2021年6月7日、齋川瞳撮影

【① 2020年4月7日～5月31日 新型インフルエンザ等対策特別措置法45条①に基づく措置】

【② 2021年1月8日～3月21日 同法45条①に基づく措置】

【(3)2021年4月1日～4月21日（リバウンド防止期間） 同法24条⑨に基づく措置】

2021年4月12日～4月24日 まん延防止等重点措置】

【④ 2021年4月25日～6月20日（予定） 同法45条①に基づく措置】

【(5)2021年6月21日～7月20日（見込み？） 同法24条⑨に基づく措置？】

※丸数字は緊急事態宣言、()数字はまん延防止等重点措置ほか

## 政府施策への「反乱」

さすがに最近では、「なんで子どもの運動会はできないのにオリンピックはいいの?」とか「お酒の提供をこれまでさんざん止めておいてオリンピック選手村では自由に飲めるって何?」などの声のほか、都内の百貨店は「生活必需品」の定義を拡大して、実質、通常営業を行うなどの状況が生まれていた。

さらに6月に入ってから、休業要請を無視する飲食店も増えていると報じられている。これらはまさに、政府施策に対する「反乱」でもあるし、一方で宣言が出ていることすら知らない住民が増えているなど、政府メッセージが全く届かなくなっている現状をあらわすものでもあろう。

ただし一方でこの間、テレビ等で流れる市民の声としては、「どうせやるならもっと厳しい制限を」「日本の要請は中途半端で、海外のようなロックダウンをすべきだ」というものが少なからずあった。

政治家もそれを受けて「緊急事態時の法整備が不十分」などとして、実際、コロナ特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）を改正し、罰則付きのものに強化するなどの規制強化を進めた。この法改正は、十分な検討期間もなく、あるいはパブリックコメントや参考人招致などもないまま、多少の異論は出たものの、ほぼ全会一致に近いかたちで成立した。

## 市民生活に混乱

直近6月9日に行われた現政権初の党首討論でも、国民の命か五輪開催かといった自明の問いが政党間で真面目に議論されている。しかも双方、ほぼ科学的エビデンスなしの精神論の応酬でもある。

首相は有意義な議論ができ、言いたいことがすべて言えた、と満足感をあらわしているようであるが、活字になった討論記録を読み返してみても

も、議論どころか対話すら成立していないように見えてしまう。

またその少し前には、マスク会食の実施確認に覆面調査員を各店舗に派遣するとか（神奈川県）、午後8時以降のネオン消灯を要請といった（東京都）、戦時中を思い起こすような非科学的対応策を自治体間で競い合う状況に陥ってもある。

3度目の緊急事態宣言発令にもかかわらず、ドタバタで一方向的に市民生活に混乱を生じさせているのはおかしくないか。なによりも、いとも簡単に私権の制限を次々に官邸判断のみで国会審議もなく決めているのは間違っているのではないか。

一方で、最大のネックである医療体制の強化には、お願いベースなのでこれ以上はできないと簡単に断言できるのだろうか。いまだに、どういう根拠で最終判断に至ったのかの意思決定過程が、ベールに隠されたままであっていいはずがない。最も確実な感染拡大防止策が人流のストップであることは理解する。

しかし、その切り札が「外で酒を飲むな」であることに日本の官僚の限界を感じざるをえない。全国知事会の要望事項が、ゴールデンウィークの旅行キャンセル代の全額補填（ほてん）なのも脱力だった。

## 一つ一つ議論をすべきだ

なぜ一つ一つ、きちんと議論をしないのか。とりわけ国民の権利や自由をあまりにぞんざいに扱っていないか。こうした権利軽視の政治家の姿勢は、今国会で先日成立したデジタル関連法でも明白であるが（詳細は当欄前号参照）、意識的か無意識かは問わず、むしろこうした視点を水面下に押し込め、事を進めるこの国のありようや、それに問題意識を持とうとしないメディアのありようを、このまま見過ごしてはいけないだろう。

もう一度ドイツの話をするが、連邦憲法裁判所は、温室効果ガスの政府方針に対して施策が不十分であるとして違憲判決を下したが、そのキーワードは「未来の世代の基本権」――2050年を見据えて国家の方向性を語る国との差は、こうしてどんどん大きくなっていく。

以下では、私権制限の課題として二つに絞って、問題点を整理しておきたい。一つはコロナ特措法に基づく私権制限——これは立法の問題でもあるがむしろ行政による恣意（しい）的運用の拡大の実例だ。もう一つは重要土地利用規制法案に基づく私権制限——こちらまさに新規立法によって、広範な行政運用による私権制限が行われかねないという危険性をはらんでいる。

とりわけ最近の法令は、枠だけ決めて詳細はすべて政令等に丸投げというパターンが増えている。しかもそうした行政機関の「勝手に」定めることができる規定で、市民の自由や権利が大きく制限されるという点で、まさにこの二つは共通点があり、典型例でもある。

## 政令や告示で私権制限を拡大

街頭インタビューでも「感染を抑えるためにはやむを得ない」という声ばかりが流れる。しかし、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置における酒類提供禁止は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令5条の5第8号の規定を適用する場合として、厚生労働省告示182号（2021年4月23日）の1条4号と2条4号で「入場をする者等に対する酒類の提供の停止」として規定されているにすぎない。一つ前の3号はカラオケの使用停止の条項で、この二つ（計四つ）が「新設」条項だ。

### 第1条 [重点区域におけるまん延の防止のために必要な措置]

新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「令」という。）第5条の5第8号の規定を適用する場合には、同号の新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

（一、二略）

三 入場をする者等の歌唱その他の飛沫（ひまつ）の飛散を伴う行為の用に供する設備、機器又（また）は装置の使用の停止

四 入場をする者等に対する酒類の提供の停止

## 第2条 [感染の防止のために必要な措置]

新型コロナウイルス感染症について、令第12条第8号の規定を適用する場合には、同号の新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

三 入場をする者等の歌唱その他の飛沫の飛散を伴う行為の用に供する設備、機器又は装置の使用の停止

四 入場をする者等に対する酒類の提供の停止

この意味するところは、政府が政令や告示を自由に定めるだけで、勝手に私権制限を拡大できるということにほかならない。しかもこのまん延防止措置下での酒類提供禁止は、脱法行為と国会審議のなかでも指摘されている。



衆院議院運営委員会で発言するため挙手する西村康稔経済再生担当相＝国会内で2021年5月28日、竹内幹撮影

なぜなら、2月の国会で特措法担当の西村康稔経済再生担当相が、「重点措置では、営業時間の変更を超えた休業要請は含めない」と答弁しているからだ。ということは、居酒屋などの飲食店では、酒が飲めないことは実質的な休業を意味することからすると、アルコールNGは国会での答弁に反

することになる。さらに言えば、そもそも緊急事態宣言でも、こうした要請が想定されていたかどうか不明確だ。

## 重要土地利用規制法案の問題

そしてもう一つ、国会では重要土地利用規制法案（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）の審議が大詰めを迎えつつある。一部野党の強い反対（廃案要求）を一顧だにせず、衆議院では相変わらずのスピード審議で通過し、参議院での審議も進んでいる。国会の延長はしないという前提なので、衆院の審議時間12時間での強行採決同様、参院でも強引な審議が続く見込みだ（12日現在）。

そこでは、米軍・自衛隊基地等周辺の土地所有者に対する「情報提供」を求める条項がある（7条）。これは自衛隊・警察等による住民の思想信条を含む情報収集を法的に可能にするもので、過去行ってきた住民監視活動を合法的に拡大させるものだ。改めて問題点を整理すると以下の通りだ。

### ①対象範囲の曖昧性

対象となる米軍・防衛施設や原発等の候補地に関し、防衛省は「注視区域」が四百数十カ所、「特別注視区域」が百数十カ所と明らかにした。このほか、各省庁から対象区域が示されるということになり、その総数がどの程度になるかは明確でない。

しかも、具体的にどこなのかは明らかにされないほか（かたくなに国会での開示を拒んでいる）、この対象場所の増減（追加指定）は政府の自由裁量となる予定である。

ドローン規制法の例からすると、いったん成立すると、次々に対象が拡大されることが容易に想定される。さらにいえば、原案は防衛施設に限定せず、主要政府施設のほか放送局などを幅広く含むものであったことから、政府の恣意的な指定をも否定できないものとなっている。

さらに周囲1キロの合理的根拠や適用方法も曖昧だ。たとえば沖縄の場合、米軍・防衛施設の周辺1キロとなると、島内の相当な地域が対象とな

り、島丸ごと監視対象といった様相を帯びることになる。



住宅地に隣接する米軍普天間飛行場＝沖縄県宜野湾市で2021年5月14日、喜屋武真之介撮影

沖縄平和運動センターの算定では、米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）周辺だけで約10万人が対象になるという。一方で東京の場合だと、目黒の防衛省施設の1キロ範囲には、山手線の目黒駅や恵比寿駅が含まれ、これら駅周辺の商業地域を含めた土地利用状況の調査や取引制限が実効性をもつものかどうか、全く不明である。同じことは東京・六本木の米軍ヘリポートにもいえることだ。

## ②調査内容の広範性

土地利用者に対しては、氏名、国籍、利用実態を調査するとしている。思想信条の情報収集に関しては国会答弁で「想定していない」とする。しかし一方で、調査の担当部局は公安調査庁や内閣情報調査室が担うことが予定されており、そうなると当然に、思想調査は行われることになるだろう。表向きは想定はしていないが行うことはありうる、ということだ。

まさにこの前触れのような事態が沖縄では発生している。6月に入っ  
ての、北部訓練場の自然保護を求める宮城秋乃さん宅への家宅捜査だ。やんばるの森に捨てられていた米軍のものと思われる放置物を、彼女が米軍キャンプのゲート前に置いたことが、威力業務妨害に問われたもので、パソ



コン等が押収された。これなどはまさに、抗議活動への嫌がらせであり、関係者等を把握するための「調査」とみられる行為だ。

同じことは、辺野古抗議活動の中心メンバーである山城博治さんの逮捕と、それに伴う事務所の家宅捜査と同じ構造である。現在、基地問題に取り組む住民団体などが、運動の抑圧につながると神経をとがらせるのは、決して過大な心配ではなく、実際に起きていることからの合理的な推測であるということだ。

このほかにも、罰則の対象である「機能阻害行為」の中身も曖昧なままだ。「施設の機能に支障をきたす構造物の設置」に、市民運動の座り込みやプラカードの設置があたるのではないかと質問に対しては、はからずも「勧告、命令を行うことがある」と回答。これは、辺野古新基地建設のゲート前抗議活動を念頭に、指定区域内で施設への機材の搬入などを妨害する行為をさすことが明らかになったといえる。



米軍キャンプ・シュワブのゲート前で抗議の座り込みをする人たち＝沖縄県名護市辺野古で2020年6月12日、竹内望撮影

実際、国会での質疑の中で杉田水脈議員は、辺野古の座り込みは不法行為であるとして、それらの取り締まりのための法適用を訴えた（5月21日、衆院内閣委員会）。上記の調査内容の問題と併せて考えると、現在は「懸念」として示されている、とりわけ沖縄での抗議活動や、原発再稼働や新

設に対する反対活動を、ターゲットに据えた対策との見方は、早晩、現実のものとなることを否定しえない。

こうした無限定な私権制限が、「国家安全保障」や「緊急事態」名目で進むことは、将来に大きな禍根を残す。

<[政治プレミアトップページはこちら](#)>

## 山田健太

専修大学文学部ジャーナリズム学科教授（言論法）

1959年生まれ。世田谷区情報公開・個人情報保護審議会会長、日本ペンクラブ専務理事、情報公開クリアリングハウス理事、放送批評懇談会理事、自由人権協会理事など。『法とジャーナリズム 第4版』（勁草書房）を6月に刊行予定。

---

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。

画像データは（株）フォーカスシステムズの電子透かし「acuagraphy」により著作権情報を確認できるようになっています。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.